

## 富岡署管内の事業者には第3種無災害記録証を授与

～ 410万時間無災害達成による無災害記録証の伝達式を富岡労働基準監督署で開催～

富岡署管内の下記事業場において、今般、「無災害記録授与内規」に定める期間無災害であったことが認められることから、厚生労働省労働基準局長から無災害記録証を授与されることとなりました。

このため、富岡労働基準監督署（署長 寺嶋 徹之）では、下記により無災害記録証の伝達式を行います。

### 記

#### 1 伝達式

- (1) 日 時 令和6年12月9日(月)午後2時00分から
- (2) 場 所 富岡労働基準監督署 1階会議室
- (3) 所在地 双葉郡富岡町中央2丁目104

#### 2 記録証が授与される事業場

- (1) 事業場名 株式会社アトックス 福島復興支社
- (2) 事業場所在地 双葉郡富岡町大字本岡字赤木100-2
- (3) 業 種 建物サービス業
- (4) 無災害記録 第3種(410万時間)
- (5) 樹立年月日 令和6年4月30日

#### 3 その他

- (1) 取材について、事前の連絡は不要です。
- (2) 終了後、写真撮影及び質疑等の時間を設けます。

#### < 参考 >

- ・「無災害記録証」とは、一定期間死亡災害、休業災害、身体障害を伴う災害を発生させることがなかった事業場に対して授与する記録証で、当該事業場からの申請に基づき授与されます。
- ・無災害記録は、第1種から第5種までの5段階とされ、基準の時間数は、記録の起算年月日、業種及び労働者数により異なります。